

～ 太陽光発電事業をお考えの皆様へ ～

長野県では、「太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル」(以下、マニュアル。)を作成しました。

この冊子は、地域と調和した太陽光発電事業を実施していただく上で、事業をお考えの皆様特に参考となる部分を、マニュアルから抜粋して作成しておりますので、ご活用ください。

太陽光発電を適正に推進するための 市町村対応マニュアル

～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進～

事業者向け 抜粋

平成 28 年 6 月

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議事務局

(長野県環境部環境エネルギー課)

<この冊子の利用にあたり、ご注意いただきたい事項>

- 1 市町村対応マニュアルの本編は、120 ページを超える冊子となります。本編の内容をご確認いただく場合は、お手数でも、下記 URL からダウンロードをお願いします。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/20160627solar-manual.html>(長野県ホームページ)

- 2 本編との整合をとるため、この冊子には、あえて本編と同じページを付しております。
- 3 市町村対応マニュアル全体を概観できるよう、目次は省略せずに掲載しています。また、目次の各項目に付した下線は、本編からの抜すいを掲載していることを示します。
- 4 上記の他、市町村対応マニュアルの留意点は、「はじめに」の「2 活用にあたっての留意点」((1)~(2)ページ)に記載しておりますので、ご確認をお願いします。

はじめに

1 本マニュアルの作成の背景

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が始まってから、長野県内では急速に再生可能エネルギーの導入が進んでいます。平成 26 年度末時点での再生可能エネルギーの発電設備容量は 67.9 万 kW となり、平成 22 年度と比べますと、実に 57.9 万 kW、540.6%の増となっています。

特に太陽光発電については、全体の 98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています（後掲「5 太陽光発電事業のトラブル要因」参照）。

市町村及び県では、これまで地域が取り組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また、開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です。

このようなことから、県では、平成 27 年 9 月に林地開発許可基準である「流域開発に伴う防災調整池等技術基準」を改定するとともに、10 月には環境影響が懸念される一定規模以上の太陽光発電建設を県環境影響評価条例の対象とする改正を行いました。

また、いくつかの市町村においては、独自に条例や規則、ガイドラインを設け、発電設備設置事業の届出の義務などを規定するなど、地域の実情に応じた取組をしているところです。

しかし、依然として対応に苦慮している市町村も多いことから、平成 27 年 5 月に 21 市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、太陽光発電施設に係る意見交換や対応策（市町村対応マニュアル、市町村条例モデル案の策定）の検討を行ってきたところです。

2 活用に当たっての留意点

この対応マニュアルは、太陽光発電施設の建設にあたって、条例や要綱等が無く、どのように対応したらよいか分からない市町村の参考資料として、太陽光発電事業のあらゆる場面の対応を想定し整理したものです。

このため、当然のことながら実際の対応に当たっては、市町村の条例や要綱等が優先されることから、市町村に対してこの内容を強制するものでもありません。

また、市町村条例モデル案についても、今後新たに条例を制定したいと考えている市町村、又は既に制定している条例を見直したいと考えている市町村において参考となるよう作成したものです。またこのモデル案は、再生可能エネルギー事業に関する県の考え方をベースに作成していることから、市町村によっては実情に合わない条項もあるかと思われますので、活用に当たっては十分内容を検討していただくことが必要ですし、市町村に対して条例等の制定を強制するものではありません。

なお、発電事業者におかれましては、この対応マニュアルを参考にいただき、地域と調和した事業を進めていただくようお願い申し上げます。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 108 号、以下「再エネ特措法」。）の改正規定が平成 29 年 4 月 1 日から施行されるため、該当部分には注釈を付してあります。また、今後の経済産業省令の改正についても、順次対応マニュアルに反映していく予定です。

3 対応マニュアルについて

この対応マニュアルは、太陽光発電事業が計画された際に、市町村の再生可能エネルギー担当者がどのように事業の把握を行い、法的対応を行うか、また景観や地域との合意形成、防災、環境保全などに懸念が生じた際にどのように対応したらよいかについて取りまとめたものです。

特に、懸念する事項への対応においては、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡潔にチェックできるようにしました。

- ※ 個々のチェックリストは、審査基準を持たない市町村において、景観などの事項について配慮するよう任意に事業者へ協力を求める場合を想定して作成しておりますので、既に条例等に基づき設定されている市町村の審査基準を拘束するものではありません。
- ※ 実際の審査に当たっては、専門的な知識が必要となる場合もありますので、必要に応じて県（地方事務所、建設事務所等）にご相談してください。

4 市町村条例モデル（案）について

このモデル案は、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図ることを目的としています。

つまり、地域が主体となって、地域の資源、資金等を活用し、利益を地域に還元させる「地域主導型」の取組を促進する一方、地域外の主体による「外部主導型」を地域の主体と地域外の主体が協働する「協働型」へ誘導しようとする内容となっています。

特に留意すべきは、ガイドラインのような要綱では、一定の行政指導（指導、助言等）は可能でも、法的根拠がないため、発電事業者に義務を課したり、権利を制限したりすることはできません。また、指導に従う事業者には手続き等の負担が増え、指導に従わない事業者には負担が生じないといった不公平な事態が生じるおそれがあります。

加えて、法の下での平等を遵守する必要があるため、地域内の事業者も地域外の事業者も同一内容で行政指導を行う必要があります。

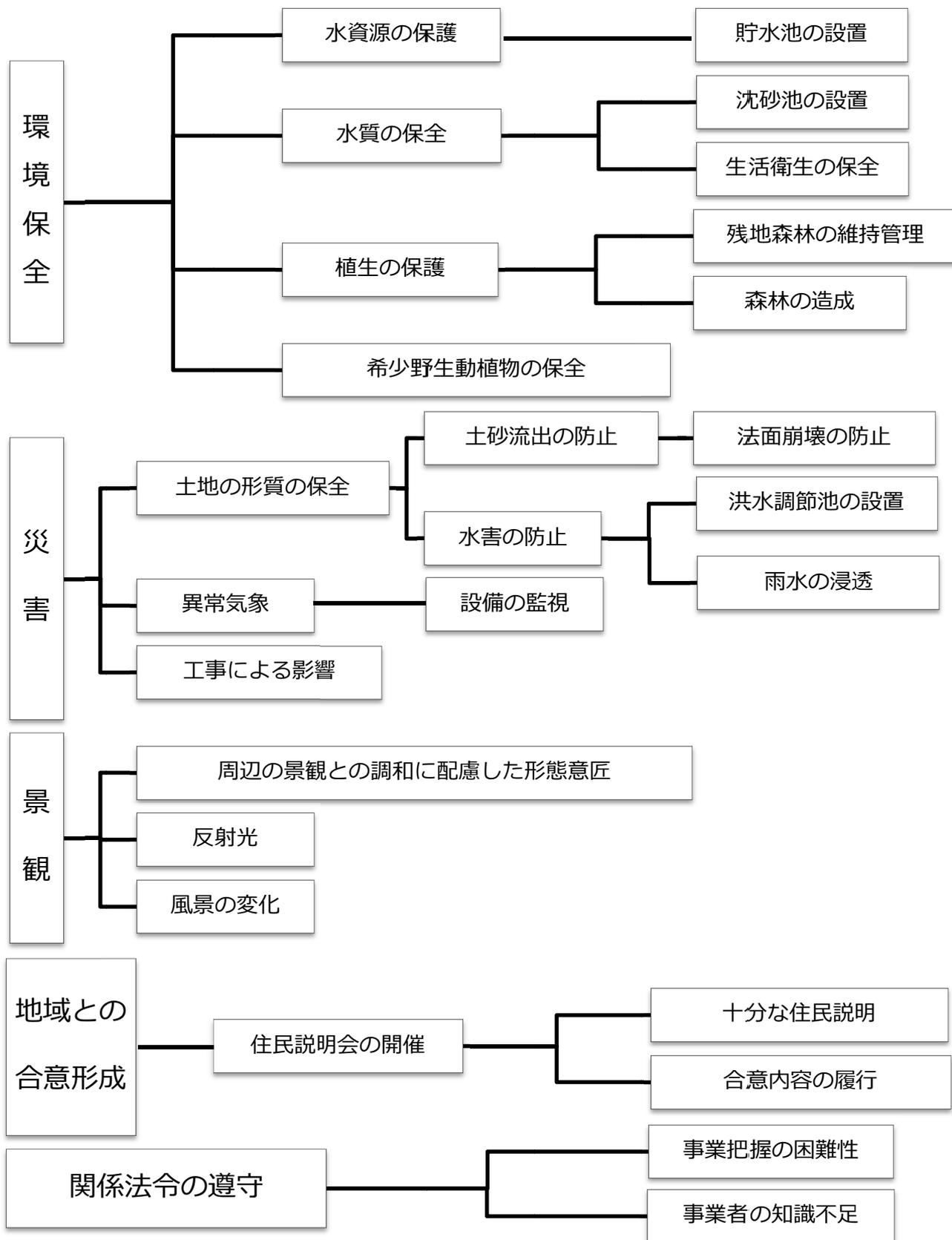
このため、行政指導にあっては、法的根拠や判断基準を明示できる方が望ましく、事業者や地域住民に対しても透明性を確保できます。

当該モデル案は、以上のような観点を踏まえ組み立てられています。

5 太陽光発電事業のトラブル要因

太陽光発電事業に関しては、様々な要因からトラブルが発生するおそれがあります。

そのうち、代表的なものは以下のとおりです。

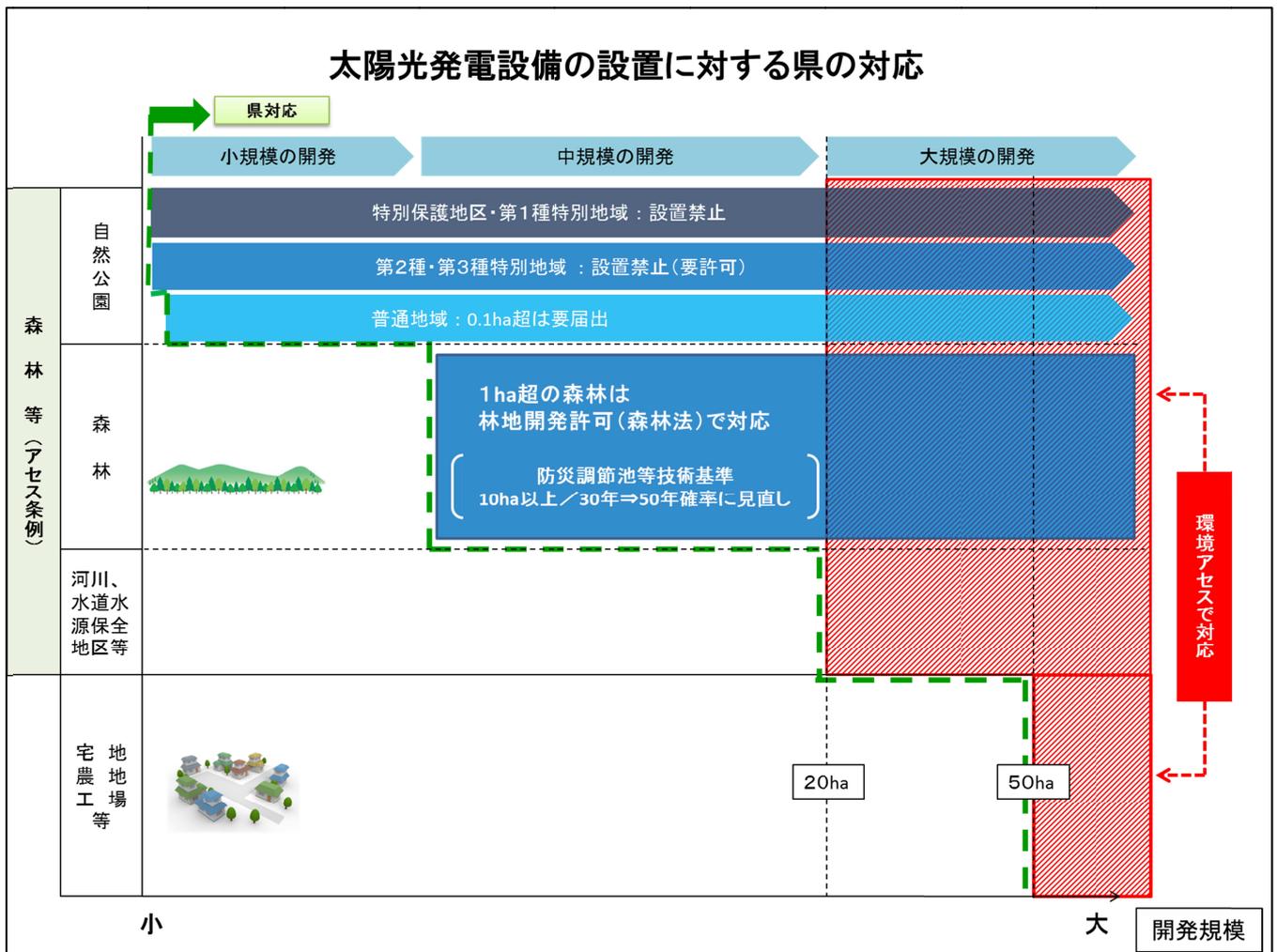


6 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

太陽光発電事業はその場所、規模、開発行為の態様に応じて様々な規制があります。

県が主に対応する制度は下図に示すとおりですが、これら以外にも様々な制度があります。対応フローチャートにおいては、まず事業計画地がどのような場所であるかに着目し、その場所ではどのような手続きが必要か、どこへ対応を依頼したらよいかを示しています。また懸念する事項への対応として、個別事項ごとに基準を簡略化したチェックリストを作成し、審査基準を持っていない市町村が簡潔にチェックできるようにしました。

県が対応する以外の部分については、一義的には各市町村が地域の実情に応じた取組を行うことで対応し、広域的な対応が必要な場合には、県が当該圏域で連絡会議を開催する等の対応をすることとなります。



目次

・各項目に付した下線は、本編からの抜すいを掲載していることを示します。

ページ

<u>1 太陽光発電に係る対応マニュアル</u>	1
2 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業 の促進に関する市町村条例モデル（案）	26
3 コラム（再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行 う際の注意点等）	40
<u>4 Q&A よくある質問</u>	48
<u>【別紙】太陽光発電事業に関する協定書（案）</u>	54
5 資料	
（1）長野県内の導入状況	60
（2）太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧	66
（3）支援制度概要	72
<u>（4）設備導入の流れ（必要な手続き等）</u>	73
<u>（5）関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）</u>	83
<u>（6）設置に係る基準、ガイドライン等</u>	92
【参考資料1】今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方 に関する検討会報告書	93
【参考資料2】太陽光発電設備の設置に関する県条例等の改正の概要	120
【参考資料3】太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について	121
【参考資料4】再エネ特措法の改正等について	123

- ・各項目に付した下線は、本編からの抜すいを掲載していることを示します。

1 太陽光発電に係る対応マニュアル

- ◆ 対応フローチャート
- ◆ 独自の情報収集方法とその後の対応
- ◆ 事業者に対する施工業者の選定等についてのお知らせ例
- ◆ 事業者に対して任意協力を求める際の留意事項
- ◆ 【チェックリスト1】長野県景観条例の適用基準
- ◆ 【チェックリスト2】太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト
- ◆ 【チェックリスト3】景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて
- ◆ 【チェックリスト4】地域との合意形成における留意事項
- ◆ 【チェックリスト5-1】流域開発に伴う防災調節地等技術基準
- ◆ 【チェックリスト5-2】土砂災害に関する確認事項
- ◆ 【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発(1haを超えない森林の開発)に関する
フローチャート
- ◆ 【チェックリスト5-4】長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の具体的基準

対応フローチャート

Yes ... ⇨ No ... ⇨

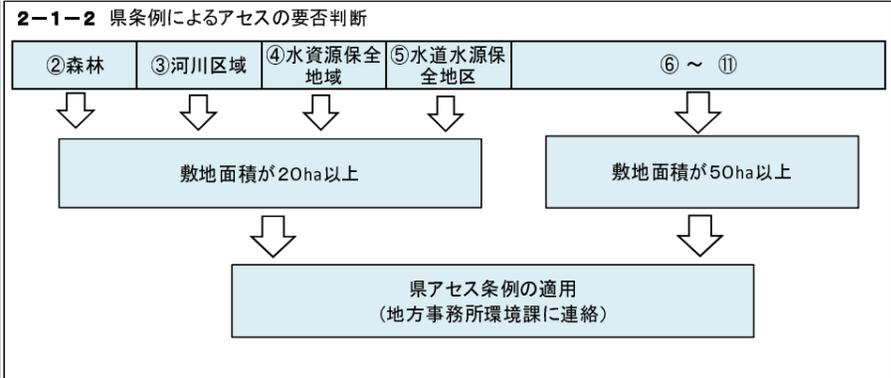
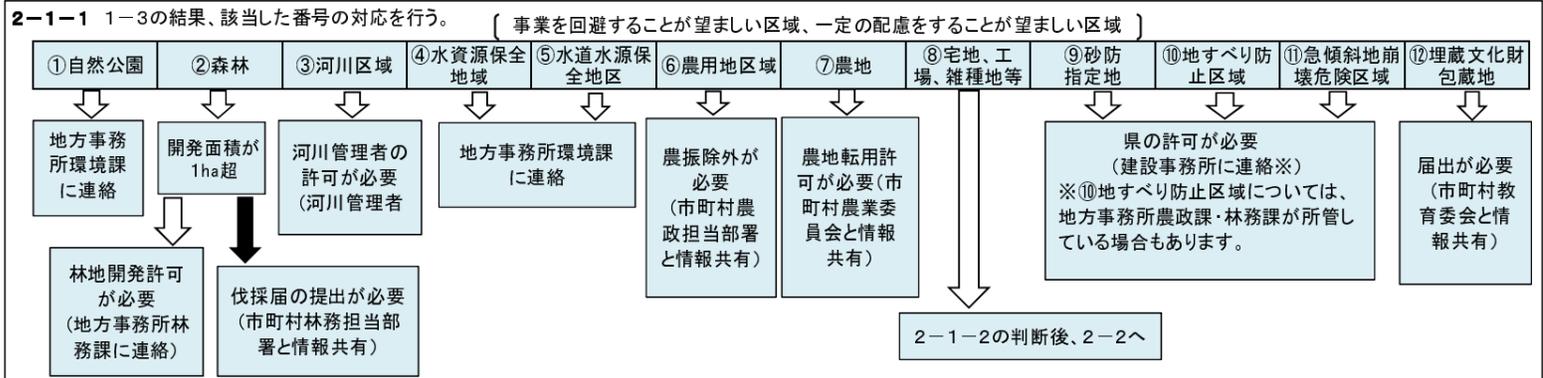
○ 注意点

- ・このマニュアルは市町村の再生可能エネルギー担当者向けに作成してありますが、内容を市町村に強制するものではありません。
- ・市町村が独自の考えに基づいて対応する場合には、その対応の方が本マニュアルに優先します。
- ・黄色に着色は市町村の実情等に合わせて語句修正や不要部分の削除を行ってください。
- ・1-1を出発点とし、矢印に従って対応してください。
- ・途中で○ページへと指示された場合には、該当ページへ飛び、飛んだ先の結果に応じて、このフローチャートの飛んだ場所から再出発し、矢印に従って対応してください。

事業把握



対応フロー

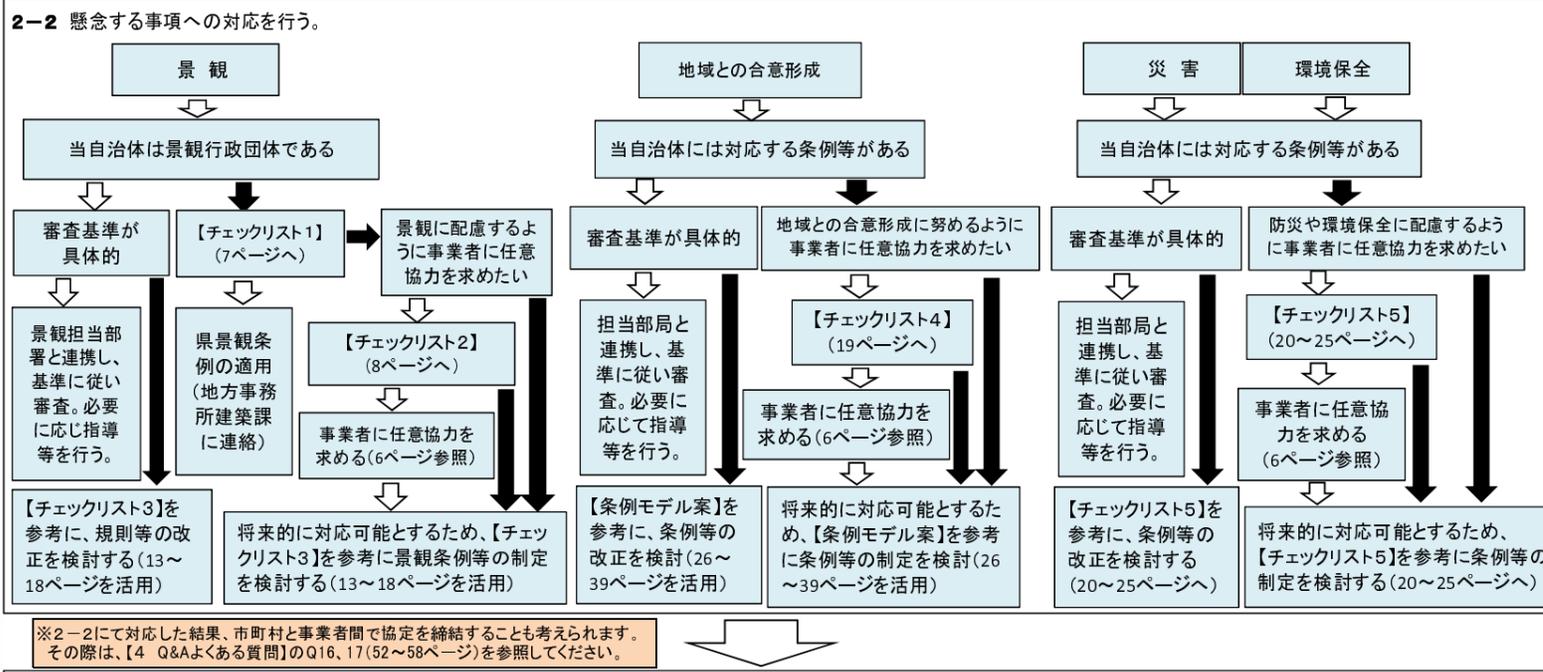


○チェックリスト一覧

番号	題名	ページ
1	長野県景観条例の適用基準	7
2	太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト	8～12
3	景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて	13～18
4	地域との合意形成における留意事項	19
5-1	流域開発に伴う防災調節池等技術基準	20
5-2	土砂災害に関する確認事項	21
5-3	伐採届による森林の開発(1haを超えない森林の開発)に関するフローチャート	22～24
5-4	長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の要件の具体的な基準	25

※チェックリスト内の基準については、専門的な知識が必要な場合がありますので、必要に応じて下記の県の現地機関等窓口にご相談ください。

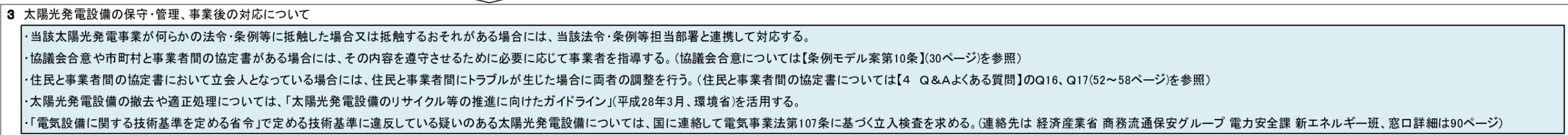
チェックリスト番号	県の現地機関等窓口	県庁担当課
1・2・3	地方事務所 建築課(商工観光建築課)	建設部 都市まちづくり課
4	長野県庁 環境部 環境エネルギー課	—
5-1	建設事務所 整備課(計画調査課) 技術専門員	建設部 河川課
5-2	建設事務所 維持管理課	建設部 砂防課
5-3	地方事務所 林務課	林務部 森林づくり推進課
5-4	地方事務所 環境課	環境部 自然保護課



※2-2にて対応した結果、市町村と事業者間で協定を締結することも考えられます。その際は、【4 Q&Aよくある質問】のQ16、17(52～58ページ)を参照してください。



事業開始後



注1) ここでは、平成28年4月1日に運用が開始された「地方公共団体等向け情報提供システム」により、個別の認定情報を検索する方法を示している。(要事前登録、守秘義務有)
 注2) 再エネ特措法の改正施行後は、電気事業者との系統への接続契約等を記載した再エネ発電事業計画により申請することになるため、現在の手続よりも認定に向けた準備に時間を要することが考えられます。(新法9②、平成29年4月1日施行)

太陽光発電事業を計画されている事業者の皆様へ～お知らせ～

〇〇市町村〇〇課〇〇係

(TEL : 〇〇〇〇〇〇〇)

○建設業の許可を受けている施工業者に発注しましょう。

野立ての太陽光発電設備の設置について、施工業者と 500 万円以上の請負契約を締結する場合には、施工業者が電気工事業の建設業許可を受けている必要があります。(建設業法第 3 条第 1 項) ※発電事業者が施工する場合でも、工事の一部について他の業者に 500 万円以上の金額で請負わせる場合には、請け負う業者は工事内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

また施工業者が元請となり、工事の一部について下請と請負契約を締結する際には、下請けとの請負契約の合計金額が 3,000 万円以上となる場合には、元請となる施工業者は電気工事業の特定建設業許可を受けている必要があります、1 件の請負契約の金額が 500 万円以上となる場合には、下請けとなる業者も工事の内容により必要となる業種の建設業許可を受けている必要があります。

○フェンスなどの立ち入り防止措置を行いましょう。

50kW 以上の太陽光発電所を建設する場合は、電気機械器具や母線等が危険である旨を表示するとともに、容易に構内に立ち入るおそれがないよう、周囲にフェンスを設置するなど適切な措置を講じることが必要です。(電気設備に関する技術基準を定める省令第 23 条)

○モジュールを支える支持物の強度を確保しましょう。

太陽電池モジュールの支持物は、日本工業規格 JIS C 8955(2004)「太陽電池アレイ用支持物設計基準」に規定される強度を有し、規格に基づいた施工を行う必要があります。(電気設備の技術基準の解釈第 46 条第 2 項 7 及び同第 200 条第 2 項第 2 号 8)

○電気事業法を遵守し、必要な手続きや措置を行いましょ。

・電気事業法における工事着工前の手続一覧

区 分	事業用電気工作物		
	一般用電気工作物	事業用電気工作物	
出 力	～50kW 未満	50～2000kW 未満	2000kW 以上
電気主任技術者 を選任し、届出	不要	要（緩和条件あり）	要
保安規程の届出	不要	要	要
工事計画の届出	不要	不要	要

○設備の施工や保守に関してはガイドラインがありますので、ご紹介します。

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」
2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」
2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

○その他事業の場所、規模、設備、工法等により、法令や条例等で手続き等が必要となる場合があります。別添の資料をご活用ください。

※資料5（5）「関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）」を添付

なお、当市町村において必要となる手続きは以下(別添)のとおりです。

※市町村の条例において必要な手続きを記載(別添として添付)

【チェックリスト4】 地域との合意形成における留意事項

(参考:地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル(案))

○以下のチェックリストを用いて、事業者に対して聞き取りを行う。

基準を満たす事業者の活動又は計画があれば、チェック欄にチェックを入れ、チェックが入らなかった基準については、これを満たすよう事業者任意協力をお願いする。
 ※()がある基準については、()内の条件にあてはまる場合にはチェックを行い、あてはまらない場合には基準を満たすとみなす(チェック欄にチェックを入れる)。

区分	基準	チェック欄
住民説明の有無	設置場所が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	設置場所の土地に隣接する土地の所有者及び住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所の近辺に河川がある場合) 河川の下流の行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。 ※下流の行政区の範囲は、開発規模・河川の規模・河川の水害の発生しやすさ・水害発生時の被害の重大性を総合的に勘案し、複数の行政区を対象とすることも考えられる。	
	(設置場所の近辺に水源がある場合) 水源を利用する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
	(設置場所が土砂災害警戒区域である場合) 土砂災害警戒区域が属する行政区に住所を有する住民に対し、説明会を行うなどの事業説明及び住民意見を聴く機会を設けている。	
一部住民排除の有無	該当行政区の住民を対象とした住民説明については、行政区の全住民を対象としており、自治会に加入している者のみに限定していない。	
	住民説明の対象住民への周知は対象住民全員が知りうる方法で行われている。	
住民への対応	住民からの意見に対応するため、事業又は事業計画の変更をする可能性がある。	
	大半の住民が事業に納得するまで説明を継続するつもりである。	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ	

【チェックリスト5-1】 流域開発に伴う防災調節池等技術基準

- 1 ネット地点が市町村管理の河川等の場合、確認する必要があります。
- 2 1ha未満の場合は、基準を準用するか検討してください。
- 3 基準について、ご不明な点がありましたら、建設事務所にお問い合わせください。必要に応じて、確認等いたします。
- 4 「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」は、長野県公式ホームページに掲載されています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kasen/documents/bousaichousetsuchi270901.pdf>

・基準を満たす場合にはチェック欄にチェックを入れる。(不要な項目は削除してください。)

区分	基準	条文等	チェック欄
計画	対象とする降雨確率は適切か。 1ha以上10ha未満の場合：1/30、10ha以上の場合：1/50 1ha未満の場合は、降雨確率を適宜設定してください。	第2条 解説P14	
	開発区域内の流出係数は適切か。 開発前=0.6、開発後=0.9	第4条 解説P15	
	開発による流出機構の変化により、対象降雨確率での計画高水流量が1%以上増加する下流河川区間(1%影響区間)はどこまでか。また、その設定は適切か。	第5条 解説P15～P17	
	「重要」 1%影響区間を範囲で、縦横断測量等を行うなど、現況流下能力を流域面積で除した断面比流量が最小となる地点(ネック地点)は、十分に検討し決定したか。 ネック地点が市町村管理の河川等の場合、林地開発許可において、同意等の手続きが必要となる。	第6条 解説P17～P18	
	開発区域からの許容放流量の決定方法は適切か。 ネック地点法 又は 増分処理法	第8条 解説P19～P20	
	ネック地点法による許容放流量の算出は適切か。	第9条 解説P21	
	増分処理法による許容放流量の算出は適切か。	第10条 解説P22	
	開発区域内からの雨水流出を抑制する対策を検討したか。 防災調節池等、雨水浸透処理施設、オンサイト貯留施設	第12条 解説P24	
設計 防災調節池等	防災調節池等の洪水調節容量の算出は適切か。 簡便式 又は 厳密計算	第13条～15条 解説P25～P29	
	設計堆砂量を定め、防災調節池等の容量を決定しているか。 洪水調節容量+設計堆砂量	第16条、17条 解説P29～P30	
	防災調節池等の洪水吐き断面の設計は適切か。 開発後に集水面積から生ずる1/200確率の流出量の1.2倍で、60cm以上の余裕高	第19条 解説P30	
	防災調節池等のオリフィス断面の設計は適切か。	第20条 解説P31	
	防災調節池等の放流管断面の設計は適切か。 許容放流量の4/3以上の断面積、直径1m以上	第21条 解説P31	
	防災調節池等の環境面、景観面への配慮はされているか。	第23条 解説P32	
	防災調節池等の構造決定は適切か。 堤高15m以上又は未満、フィルダム又はコンクリートダム等	第25条～35条 解説P33～P49	
設計 雨水浸透施設	土地利用形態及び地盤の浸透能力に応じた、効果的な工法選定となっているか。また、適切な配置となっているか。	第36条～38条 解説P49～P52	
	浸透トレンチの構造は適切か。	第39条 解説P52～P53	
	浸透側溝の構造は適切か。	第40条 解説P53～P54	
	浸透マスの構造は適切か。	第41条 解説P54	
	透水性舗装の構造は適切か。	第42条 解説P55	
設計 オンサイト貯留施設	オンサイト貯留施設の選定は適切か。	第43条、44条 解説P56	
	地表面貯留施設の構造は適切か。 貯留可能水深は、一般的に30cm	第45条 解説P56～P57	
	盛土小堤の余水吐は適切に設置されているか。 1/100確率の降雨を対象、越流水深は10cm	第46条 解説P57～P58	
	排水施設は、適切に設計されているか。	第47条 解説P58	
	土地利用機能に応じた適切な底面処理がされているか。	第48条 解説P58～P59	
結果	チェックが入らなかった欄がある…  へ 全ての欄にチェックが入った…  へ		

【チェックリスト5-2】 土砂災害に関する確認事項

○太陽光発電設備が設置される場所又はその下流域がどのような場所か？

建設事務所又は砂防事務所に問合せたところ、次の①～③のいずれかに該当する。

- ① 土砂災害警戒区域
- ② 土砂災害危険箇所
- ③ ①②に該当しないが、地元住民から建設事務所、砂防事務所に土砂災害の兆候等が寄せられているなど、建設事務所、砂防事務所が具体的に土砂災害の危険性について把握している場所（問合せ先は90～91ページ参照）



太陽光発電設備の設置にあたり、①～③に該当することを根拠とした規制はないが、土砂災害が発生する危険性のある場所であるため、事業者に対して計画の再考等を促す必要がある。

対応フローチャートの  



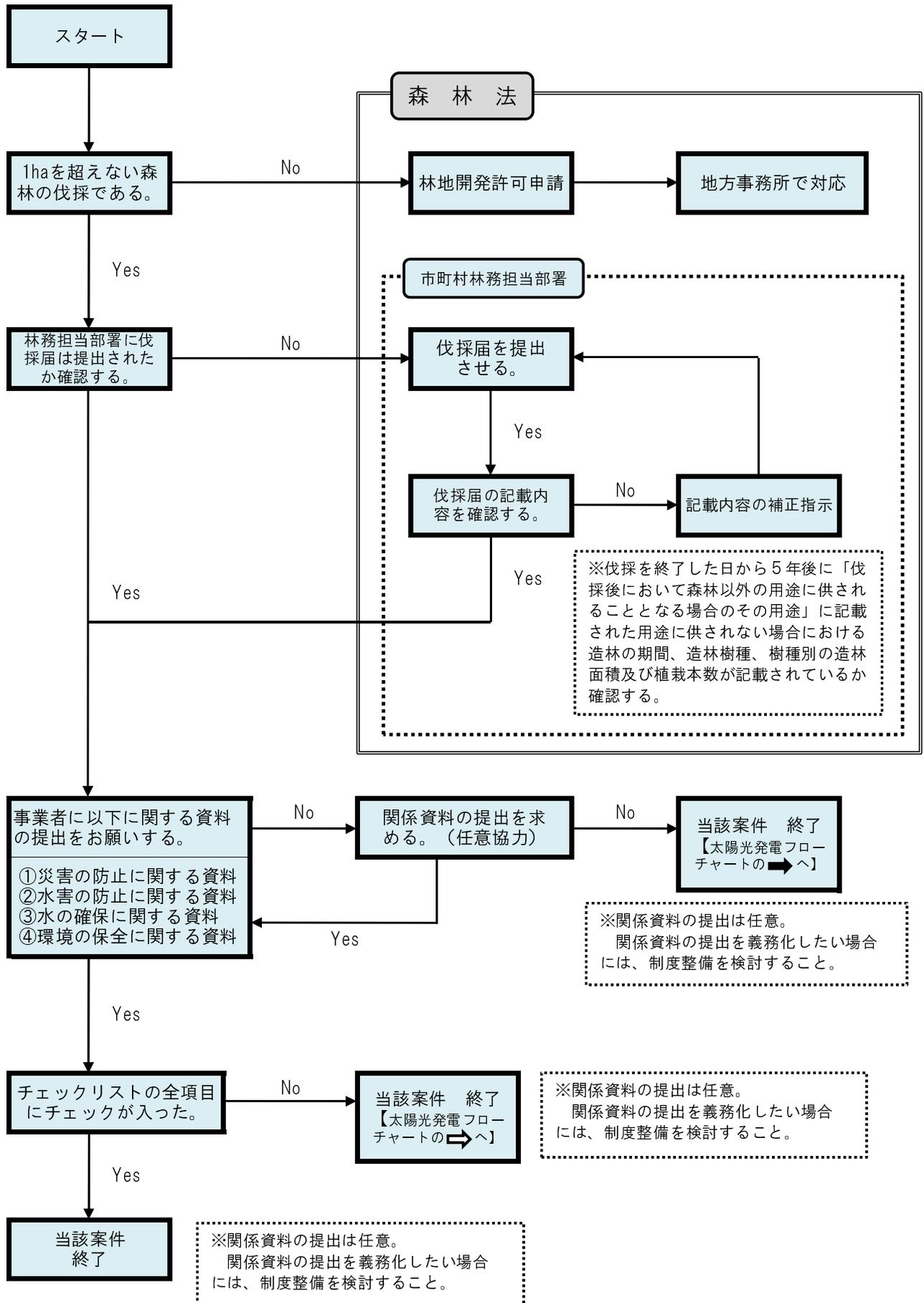
事業者に対して、事業計画地又はその下流域が土砂災害が発生する危険性のある場所であることを説明し、可能であれば計画を再考してもらいたいことを伝える。



対応フローチャートの  

【チェックリスト5-3】

伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）に関するフローチャート



【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
災害の防止	防災計画	P240～246	開発に伴って土砂が流出（崩壊）し、又は堆積することによって、附近の受益対象に被害を与えるおそれがないか。	
			施設の位置、工種、数量、規模、構造は適当であり、構造上安定しているか検討されているか。	
	開発に伴う防災対策	P230～246	工事中及び工事後の土砂流出、雨水の排水についての防災対策は計画されているか。	
			水と土砂を完全に分離させる防災施設が計画されているか。	
	工事中の防災対策	P230～237	洪水流量及び流速算定の水理公式は適当であるか。	
			洪水流量の算定因子に用いる各確率年の降雨強度、流出係数、集水区域の面積算出方法は適正であるか。	
			流速の算定に用いる適用公式、粗度係数等の諸因子は適正であるか。	
			地下排水、基礎地盤等からの湧水、浸透水の処理方法は適正であるか。	
			表面水は仮排水路で集水し、沈砂池へ誘導する計画であるか。	
			表面水は、法面に流入しない計画であるか。	
			排水施設は、洪水流量を十分に流下させる計画であるか。	
			地区外排水路（流末処理）は、既設の排水路で良いか。	
			河川改修の必要性があるか。	
			P251～278	遊水池（洪水調節池）を設ける必要があるか。
	排水施設の能力構造が適当であるか。			
	洪水調節池等の設置や規模が、適切に計画されているか。			
	P188～194	切土、盛土、捨土を行う場合、その工法が法面の安定を確保しているか。		
		法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないか。		
		必要に応じて小段、または排水施設の設置が計画されているか。		
	P195～229 P247～251	法面の勾配に応じた法面崩壊防止（法面緑化、擁壁等）の計画があるか。		
工事中の防災対策	P169～176 P251～278	開発行為に先行し、十分な容量および構造を有する洪水調整池等の設置や残置森林の設置が計画されているか。		
工事中の防災対策	P251～278	下流の流下能力を超えないよう排水量を調整する洪水調節池等の設置が計画されているか。		
	P198～199	落石、雪崩等のおそれがある場合、落石もしくは雪崩防止柵等の設置が計画されているか。		
工事後の防災対策	P240～246	工事中の対策に準じて防災対策が計画されているか。		
		防災施設の維持管理が計画されているか。		

【チェックリスト5-3】伐採届による森林の開発（1haを超えない森林の開発）における確認事項

区分及び項目		長野県林地開発許可申請の手引き	内 容	チェック
水害の防止	洪水調節池等	P251～278	ピーク流量の増加により水害が発生するおそれのある場合、洪水調節池等の設置が計画されているか。	
			洪水調整池の位置、構造、規格等は、適切な計画となっているか。	
			ネック地点の位置は、適切な位置となっているか。	
水の確保	周辺の水源	P42	開発対象区域内に水源がある場合は、水利用の実態調査等をおこなっているか。（開発により影響を受ける水源、湧水量、取水量の把握、開発による影響の評価、当該水源の利用者に対する説明の状況）	
	水量確保措置	P230～237	実態調査等に基づき、必要な水量を確保する必要があるときは、貯水池又は導水路の設置等が計画されているか。	
	水質の悪化防止	P42 P243～244	周辺における水利用の実態等からみて、土砂流出による水質の悪化を防止する必要がある場合、沈砂池の設置等が計画されているか。	
環境の保全	残置し又は造成する森林若しくは緑地	P175～176 P196～173	残置森林等が適切に配置されているか。（林帯幅、間隔等）	
			開発しようとする森林区域に、開発行為に係る事業の目的、周辺の土地利用の実態等に応じ、残置森林又は造成森林が計画されているか。	
			騒音、粉塵等の緩和、風害等から植生の保全等の必要がある場合、開発区域内の森林に、必要な森林の残置又は造成が計画されているか。	
			景観を維持する必要がある場合、開発行為により設置される施設の周辺に残置森林（造成森林）が計画されているか。	
		P172～173	残置森林等の維持管理が計画されているか。	
景観等の維持対策	P139～140	開発区域内外の景観等の維持対策が計画されているか。		

※チェックの入らなかった項目について、関係資料の提出を任意で求める。

※関係資料の提出は任意。関係資料の提出を義務化したい場合には制度整備を検討すること。

※「長野県林地開発許可申請の手引き」は、長野県公式ホームページに掲載されています。

http://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/ringyo/hoanrin/rinchikaihatsutebiki_h271101.html

2 地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の 促進に関する条例モデル（案）

- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する条例施行規則モデル（案）
- ◆ ○○市町村地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の
促進に関する指針モデル（案）

・本編からの抜すいは、ありません。

3 コラム（再生可能エネルギーに関する県の方針と規制を行う際の注意点等）

- ◆ 【コラム1】 自然エネルギーと再生可能エネルギーと環境エネルギー ～用語の使い方～
- ◆ 【コラム2】 再生可能エネルギーの普及についての長野県の基本的な考え方
- ◆ 【コラム3】 なぜ、地域主導型を促進するのか？ ～地域への経済効果～
- ◆ 【コラム4】 3種類の再生可能エネルギー事業 ～「外部主導型」から「協働型」へ～
- ◆ 【コラム5】 農山漁村再生可能エネルギー法 ～地域主導型と協働型の促進スキーム～
- ◆ 【コラム6】 行政指導～行政手続き条例と法の下での平等～

4 Q&A よくある質問

固定価格買取制度

- Q1：「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」とは何ですか。
- Q2：「太陽光発電の余剰電力買取制度」とは何ですか。
- Q3：「全量売電」と「余剰売電」の違いは何ですか。
- Q4：再生可能エネルギーの買取価格は、どのように決まるのですか。
- Q5：どのような手続をすれば売電できますか。
- Q6：認定申請からどの位の期間で認定されますか。
- Q7：発電事業者の名義を変更する必要が生じました。どのような手続が必要ですか。
- Q8：電力会社から振り込まれる売電料の税務上の扱いはどうなりますか。

太陽光発電

- Q9：住宅用として太陽光発電設備を導入する場合、補助金はありますか。
- Q10：事業用として太陽光発電設備を導入する場合、支援制度はありますか。
- Q11：太陽光発電事業を開始したいのですが、県や市町村の許認可や届出は必要ですか。
- Q12：太陽光発電の電気は停電の時も使えますか。
- Q13：系統連系にかかる費用への補助制度はありますか。
- Q14：2019年問題とよく聞きますが、何が問題なのですか。

住民説明会

- Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。
- Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法はありますか。

発電事業終了後

- Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

その他再生可能エネルギー

- Q18：長野県や各市町村では、どのくらい再生可能エネルギーが導入されていますか。

住民説明会

Q15：住民や事業者から、住民説明会における留意点は何かとの相談がありました。どのようなアドバイスをすれば良いですか。

A15：住民説明会においては、発電事業の内容（場所や設備の詳細）についてだけでなく、その事業がもたらす効果や影響についての説明が重要です。以下の例を参考にアドバイスしてください。

- ・事業による地域還元は何か（調達・工事・維持・管理に地元の業者を使うのか、収益の一部を地域に活用することはあるか）
- ・景観への配慮はあるか（目立たないようにする工夫はあるか）
- ・生活環境への影響はあるか（周囲への反射光は眩しくないか、工事の騒音はないか、ラジオや無線などの電波に影響はないか、発電事業終了後は設備を撤去するのか、傾斜地の場合には水害や土砂災害の対策はしているか）
- ・自然環境への影響はないか（予定地に希少な動植物は生息していないか、近くに水源がある場合には水量や水質に影響はないか）
- ・損害が生じたときの対応はどうするのか（保険に入るのか）

Q16：住民（自治会）から、発電事業者が住民説明会で約束したことを書面に残しておきたいとの相談がありました。何か良い方法はありますか。

A16：住民（自治会）と発電事業者の間で約束した内容を明確にするため、協定書を作成することが考えられます。また、その後の両者の調整を行うために、市町村も立会人として協定の内容を承知しておくことも考えられます。協定書の作成については、「【別紙】太陽光発電事業に関する協定書(案)」(54 ページ)を参考にしてください。（※市町村長が自主的に事業者と協定を締結する際にも活用できます。）

発電事業終了後

Q17：発電事業終了後はどうなるのですか。

A17：発電事業が終了した場合には、事業者が設備を撤去して処分やリサイクルを行うこととなります。しかし、事業者が設備を撤去せず放置すると、時間の経過とともに設備が老朽化し、強風で破損したパネルが飛ばされるなどの様々な問題が生じる可能性があります。設備を放置したために生じた損害については、放置した事業者に損害を賠償する責任が生じますが、損害の発生を防止することの方が重要ですので、事業終了後は事業者が発電設備を速やかに撤去することが求められます。

しかし現状では、一般的に発電設備の撤去を事業者に義務づけた法律はありません。注4)

そこで、あらかじめ自治会等の住民と事業者との間で「事業者は事業終了後に発電設備を速やかに撤去する」との約束をして、これを書面に残すという方法が考えられます。Q16 で紹介した協定書の中に盛り込んで良いでしょう。また、自治会等の住民ではなく市町村との間で協定を締結することも考えられます。

この際、その書面に「事業者が約束に違反した場合には〇〇円の違反金を支払う」、「予め発電事業者が設備の撤去費相当額を金融機関に預託し、これを自治会等が管理する」といった条文を盛り込むことで、撤去の確実性が高くなるでしょう。

なお、預託の際には、預託額の目安として建設費の5%程度が考えられます。その理由は、固定価格買取制度の買取価格を決める際に、建設費の5%が撤去費用として算入されているため、事業者は売電収入のうち建設費の5%は撤去費用として確保しておくべきであるからです。

また、事業者が発電事業を終了する場合に発電設備が当分の間使用可能な場合には、発電設備を撤去するのではなく、市町村や自治会等に譲渡する手法も考えられます。

注4)ここでは現状について説明しています。再エネ特措法の改正施行後は、事業終了後の設備撤去を求め、違反時の改善命令や認定取消が可能となるとされ、詳細については経済産業省令で規定されることになっています。(新法9、13、15、平成29年4月1日施行)

〇〇太陽光発電事業に関する協定書（案）

〇〇区自治会長〇〇(市町村長〇〇)（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業（太陽光発電施設の設置と管理）

事業地 〇〇ほか〇〇筆

事業面積 〇〇平方メートル

事業規模 〇〇kW

協定対象期間 平成〇年〇月〇日（協定締結の日）から事業の終了後、乙の撤退まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、第1条に掲げる事業に着手しようとするときは、甲に対して事業に着手する旨文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、前項による工事が完了したときは、速やかに甲に対して工事が完了した旨文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の終了）

第6条 乙は、第1条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。

（協定の存続）

第7条 第1条の事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においてもこの協定の効力は存続するものとする。

（疑義等の処理）

第8条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

(立会人)

第9条 立会人は、この協定の締結及び内容について承知するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書〇通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

平成〇年〇月〇日

甲 住 所 _____
自治会名 _____
職 氏 名 _____ 印

乙 住 所 _____
事業者名 _____
職 氏 名 _____ 印

(立会人) 住 所 _____
職 氏 名 _____ 印

————— (改ページ) —————

別紙 (平成〇年〇月〇日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの内容を記載)

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・
- ・

【留意点】

別紙に記載する事項として、次のような例が考えられます。必要に応じ取捨選択、追加、修正をしてください。

その際に必要なことは、自治会（市町村）からの一方的な要望事項ではなく、自治会（市町村）及び事業者の両者が合意している内容を正確に記載することです。

そのためにも、自治会（市町村）と事業者との間で十分に協議を行うことが大切です。

【植生の保護】

- 現存する植生は、開発区域全面積の○パーセント以上残すこと。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめ、移植できる樹木は開発区域内に生育環境を整備して移植するなどの措置を講ずること。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定すること。

【土地の形質の保全】

- 土地の形質変更は必要最小限にとどめ、多量な土石の移動は極力避けること。
- やむを得ず移動する場合には、擁壁、水抜きを設置、段切り等を行い、土石の流出防止に万全を期すこと。
- 擁壁工を必要とする場合は、できる限り自然石による石積み又は石張工とすること。
- 擁壁の必要ない法面等については、植林、芝張り、種子吹付、その他現地に適した工法により緑化修景すること。
- 切土及び盛土は必要最小限にとどめ、勾配はできるだけ緩和して法面の安定化を図ること。

【希少野生動植物の保全】

- 希少野生動植物（レッドリスト及び長野県版レッドリストに掲載の動植物）の生息地及びその周辺には太陽光発電設備を設置しない又は適切な保全措置を講ずること。

【災害の防止】

- 土砂流出等災害を未然に防止するため、沈砂池、シガラ柵等防災施設の設置を先行し、下流に対する安全を確保すること。
- 洪水調整池の使用にあたっては、諸法令の許可基準を遵守し、維持管理を適正に行うとともに、調整可能量のチェックを行うこと。
- 事業地内に十分な雨水の浸透施設を設置するなどの排水対策を行うこと。
- 防災施設の設置にあたっては、他法令の規定による許可条件等に違反しないよう留意すること。
- 降雨時には事業地を監視し、災害の予兆等の異常がある場合には速やかに甲（及び市町村）に連絡すること。
- 落雷、洪水、台風、大雪、地震等の異常気象発生後は速やかに現地にて異常がないか確認し、異常が発見された場合には早急に対応するとともに、甲（及び市町村）に報告すること。
- （がけ崩れ、出水のおそれがある土地の場合）地盤改良や擁壁工を行うこと。
- （地盤が軟弱な場合）地盤改良や擁壁工の措置を行うとともに、区域外での隆起や沈下が生じないように、土の置換や水抜き等を行うこと。
- （切土や盛土により「がけ」が生じる場合）がけの上端に続く地盤面は、雨水等ががけの反対方向へ流れるような勾配にすること。
- （切土によるすべりやすい土質がある場合）杭打ち、土地の置換等のすべり対策を行うこと。
- （盛土を行う場合）ゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、概ね○cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締め固め及び必要に応じ地すべり抑止杭設置を行うこと。
- （傾斜地に盛土を行う場合）段切り等のすべり面対策を行うこと。
- （切土、盛土を行う場合）擁壁、石張り、芝張り、モルタルの吹付等の切土・盛土面の保護を行うこと。

- （切土、盛土を行う場合で地下水によりがけ崩れや土砂の流出のおそれがある場合）開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置すること。
- （擁壁を設置する場合）擁壁については、構造計算等による安全の確認を行い、裏面排水の措置を行うこと。
- （高さ2m以上のがけに擁壁を設置する場合）擁壁については、建築基準法施行令第142条の規定を準用した構造とすること。

【水資源の保護及び水質保全】

- 開発地域内の給水は既存の水源から取水することとし、開発地域内ではボーリング等による取水は一切行わないこと。
- 水資源保護及び水質保全については甲と十分協議し、既存水源の水量及び水質の維持に支障がないよう水源周辺の保護を図るとともに、下流水利権者と調整すること。
- （事業の実施場所付近に水源がある場合）事業地内の雨水はできる限り浸透させ、地下水の涵養に努めること。

【環境衛生及び環境の保持】

- 雑排水及び廃棄物等による環境汚染を防止すること。
- 管理事務所等の施設を設置する場合には、し尿及び雑排水は合併処理により放流水のBOD値を〇〇ppm以下に処理し、処理水を地下浸透する場合は、十分土壤に吸収還元され地下水に影響を及ぼさないよう処理すること。

【景観の保全】

- 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選択すること。
- 太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること。
- フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること。
- パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、景観形成拠点等からの影響が無いよう、景観に調和したものとすること。
- （道路沿いや民家等に隣接して設置する場合）通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないようにすること。
- （尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合）太陽光発電施設の設置及び樹木の伐採により稜線を乱すことが無いようにすること。
- （主要な道路から視認できる場合）**主要な道路（国道〇〇号線）**から望見できないよう、植栽又は不透過性のフェンス若しくはその双方を設置すること。
- （主要な眺望点から視認できる場合）**主要な眺望点（〇〇展望台）**からの眺望に配慮し、太陽光発電設備の色彩を背景と同化させることや植栽を用いる等、人工物の存在感を軽減させること。
- （景観形成拠点等から視認できる場合）電線類は可能な限り地中化すること。

【太陽光発電設備設置工事】

- 施工業者は可能な限り**〇〇市町村内**の事業者とすること。
- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、不測の災害を未然に防止するため、防災設備及び道路施設が完成した後に着工すること。
- 降水量が多い時期には、土砂流出等の災害防止策を履行すること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、降雨時には常にパトロールを実施し、関係住民、農地及び林地等へ被害を与えないよう万全の措置を講ずること。
- 太陽光発電設備設置工事中及び完成後において、進入路及び管理用道路等の危険個所に交通安全施設及び標識を措置し、安全かつ円滑な通行を確保すること。
- 管理用道路の縦断勾配が**〇パーセント**を超える箇所については、舗装の上、滑止めを施工すること。
- 一般交通車輛等の安全を図るため、工事期間中は要所に交通誘導員を配置する等、万全の措置を講ずること。

- 太陽光発電設備設置工事にあたっては、重機の使用や大型車両等の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音等を防止するよう万全の措置を講ずること。
- 予め工事関係者に対して本協定の内容を周知徹底させ、秩序ある工事を行うよう指導すること。
- 事業地において埋蔵文化財等の発見があった場合には、直ちに工事を中止するとともに関係機関に連絡し、その指示に従うこと。
- 工事期間中においては、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者名及び施工業者の連絡先を表示すること。

【太陽光発電設備の設置及び管理】

- 著しく傾斜している土地とその周辺には太陽光発電設備を設置しないこと。
- 県道〇〇線**を通行する車輛に設備の反射光が当たらないよう考慮すること。
- （事業地が家屋に隣接している場合）低周波音を防止するため、パワーコンディショナーは家屋から可能な限り離れた場所に設置する又は防音壁を設置すること。
- 発電所の周囲にはフェンス等を設置し、出入口を施錠するとともに、出入口に立ち入りを禁止する表示をする等の立ち入り防止措置を講ずること。
- 事業地の入口に事業者名、事業者連絡先、保守管理者名及び保守管理者連絡先を表示すること。
- 設備の保守および管理については、**〇〇市町村内**の事業者に委託すること。
- （事業の実施場所付近に水源又は住宅地がある場合）事業地の管理にあたっては、農薬及び除草剤は使用しないこと。

【太陽光発電事業を終了する場合の取扱い】

- 乙が事業を終了する場合は、太陽光発電設備を含む設備及び施設等の解体・撤去・整地・植栽等の原状回復を適正、かつ、速やかに行うこと。
- 乙の責めに帰することができない事由がある場合を除き、乙が協議により決定した期日までに太陽光発電設備を撤去等しない場合は、甲に対して違約金（金〇〇円）を支払うこと。
- 乙は予め太陽光発電設備の撤去費相当額（金〇〇円）を金融機関に預託し、甲が管理すること。
- 太陽光発電設備の撤去にあたり廃棄が必要となる場合には、関係諸法令等に基づき適切に処理すること。

【損害賠償等】

- 乙は、開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生、水源の減水及び水質の汚染等により乙以外に損害を与えた場合には、誠意をもって速やかに復旧措置を講ずるとともに、損失の補償にあたっては誠実に履行すること。
- 資材運搬等に使用する公道が通行の安全確保に支障があると道路管理者等の関係機関が認めた場合、又は損傷を与えた場合は速やかに道路管理者と協議し、乙の負担により必要な工事等を施工すること。

【その他】

- 事業の実施にあたっては、事前に関係諸法令等における必要な手続きが完了していることを確認し、許可条件等を十分遵守し違反等のないように施工すること。
- 当該行為の着手及び完了時には、速やかに甲にその旨を文書で通知すること。
- 乙は、天災、事故、機器の故障等のトラブルが生じた場合の対応についてマニュアルを作成し、**発電事業の開始**までに甲（及び立会人）に提出すること。
- 立会人は、本協定の内容が遵守されるよう、必要に応じ甲又は乙に対して助言を行うこと。

・各項目に付した下線は、本編からの抜すいを掲載していることを示します。

5 資料

(1) 長野県内の導入状況

(2) 太陽光発電施設設置に係る県内市町村の取組（条例、要綱等）一覧

(3) 支援制度概要

(4) 設備導入の流れ（必要な手続き等）

(5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）

(6) 設置に係る基準、ガイドライン等

【参考資料1】 今後の農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書

【参考資料2】 太陽光発電設備の設置に対する県の対応

【参考資料3】 太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議について

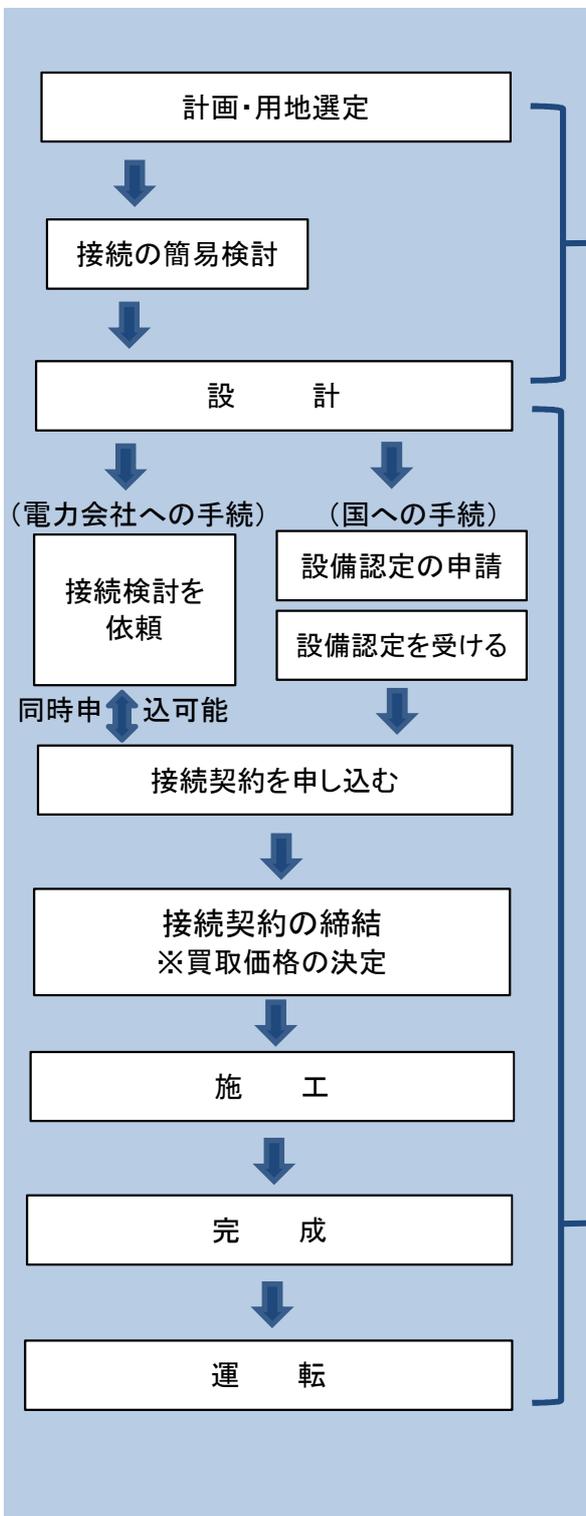
【参考資料4】 再エネ特措法の改正等について

(4) 設備導入の流れ (必要な手続き等)

・都市計画法に係る開発許可の手続フロー(79ページ)以降は、掲載を省略しています。

(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック(平成28年度版)」資源エネルギー庁)

事業化のフロー



主な関連許認可手続

- 環境アセスメント(長野県環境影響評価条例)
- 土地売買等の契約届出手続(国土利用計画法)
- 開発許可手続(都市計画法)
- 農地転用許可手続(農地法、農業振興地域の整備に関する法律)
- 道路の占用許可手続等、道路使用許可等手続(道路法)
- 林地開発許可手続(森林法)
- 行為許可申請等手続(自然公園法)
- 埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続(文化財保護法)
- 特別保護地区内における行為許可手続(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- 生息地等保護区の管理地区内等における行為の許可等手続(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律)
- 土地の形質変更に係る届出手続(土壤汚染対策法)
- 景観法等に基づく届出
- 宅地造成等規制法に基づく許可又は届出
- 砂防指定地における行為許可等
- 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可
- 地すべり防止区域内の行為許可
- 自然環境保全地域等における行為の許可又は届出
- 史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更の許可

※関係する条例等を必ず確認して下さい

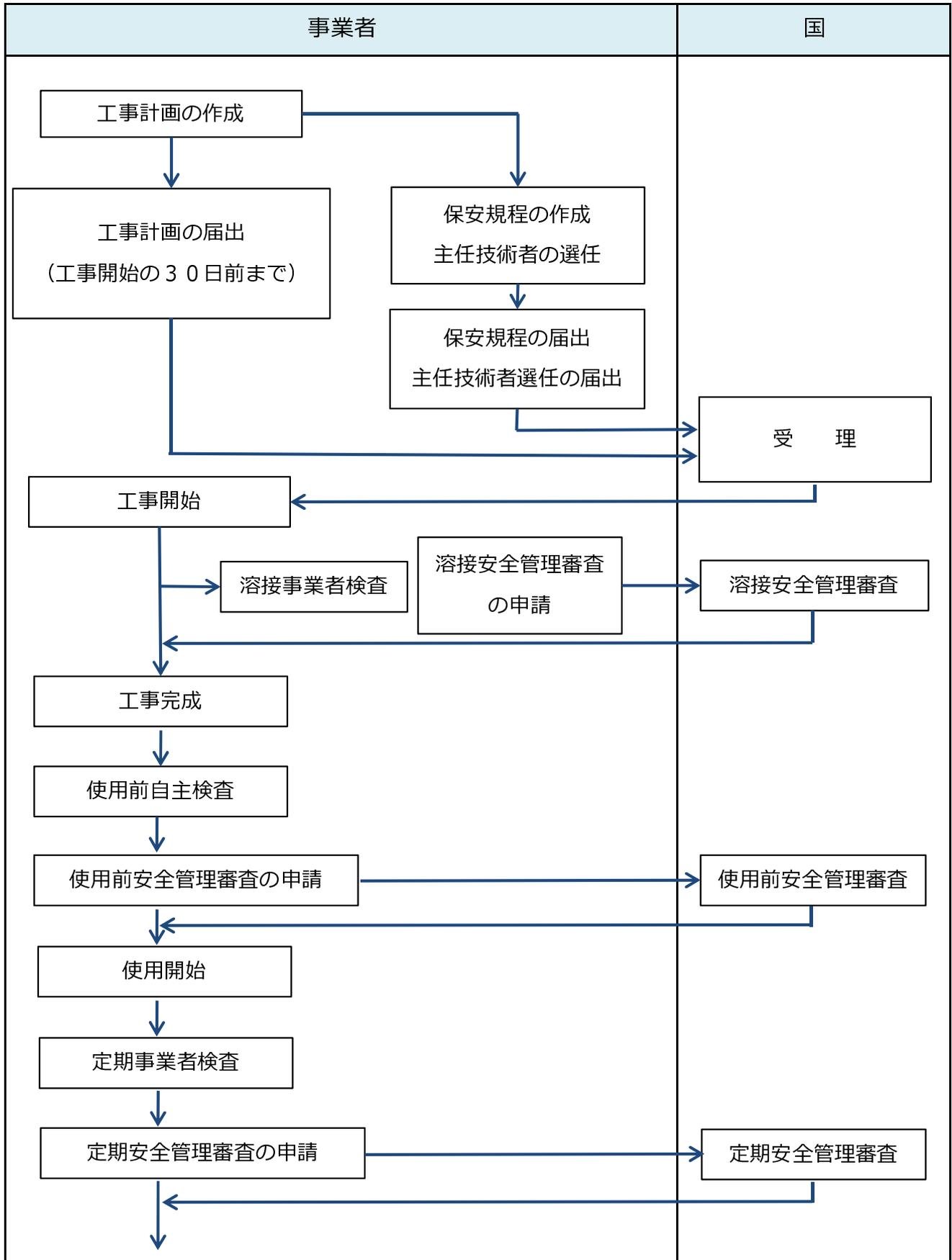
- 保安規程の届出手続、主任技術者の選任及び届出手続、工事計画の届出手続、使用前安全管理検査手続、供給計画の届出(電気事業法)
- 建築確認申請(建築基準法)
- 消防法に基づく申請等
- 道路使用許可等手続、道路の占用許可手続等、道路法に基づく車両制限(道路法)
- 遺跡・遺物等の発見報告

※関係する条例等を必ず確認して下さい

主な許認可手続のフロー等

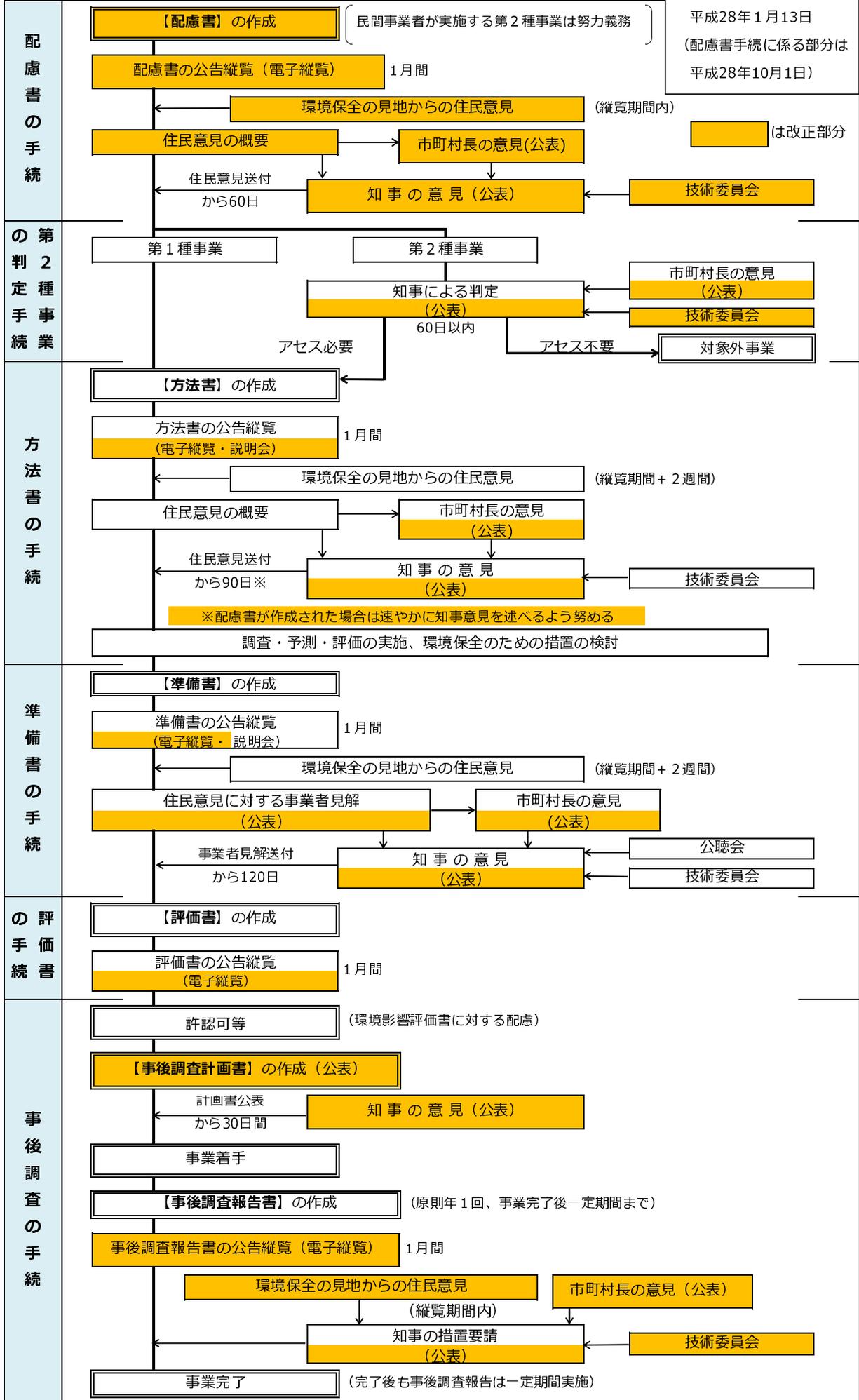
(参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁)

電気事業法に係る工事計画届出等の手続

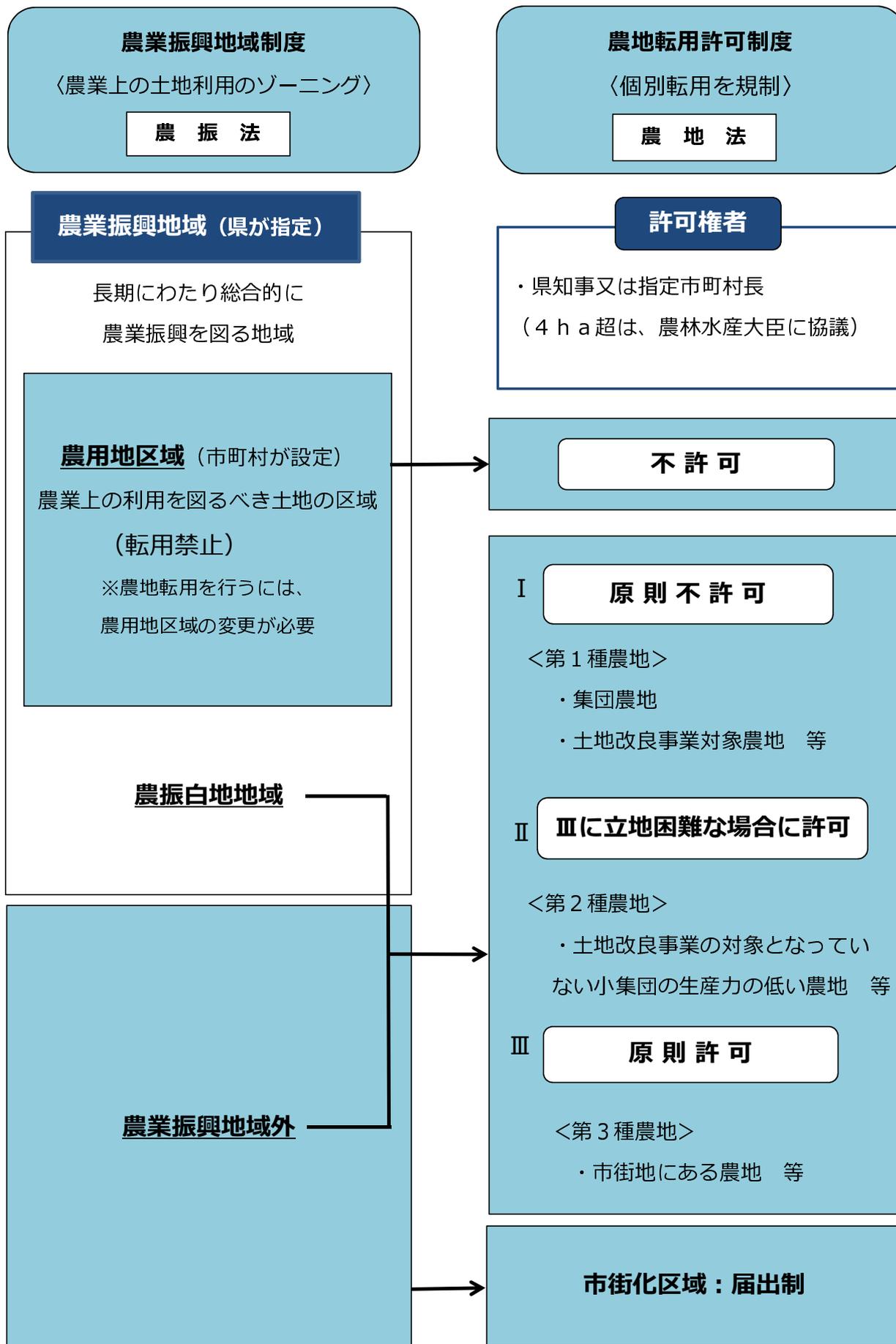


長野県環境影響評価条例の手續の流れ

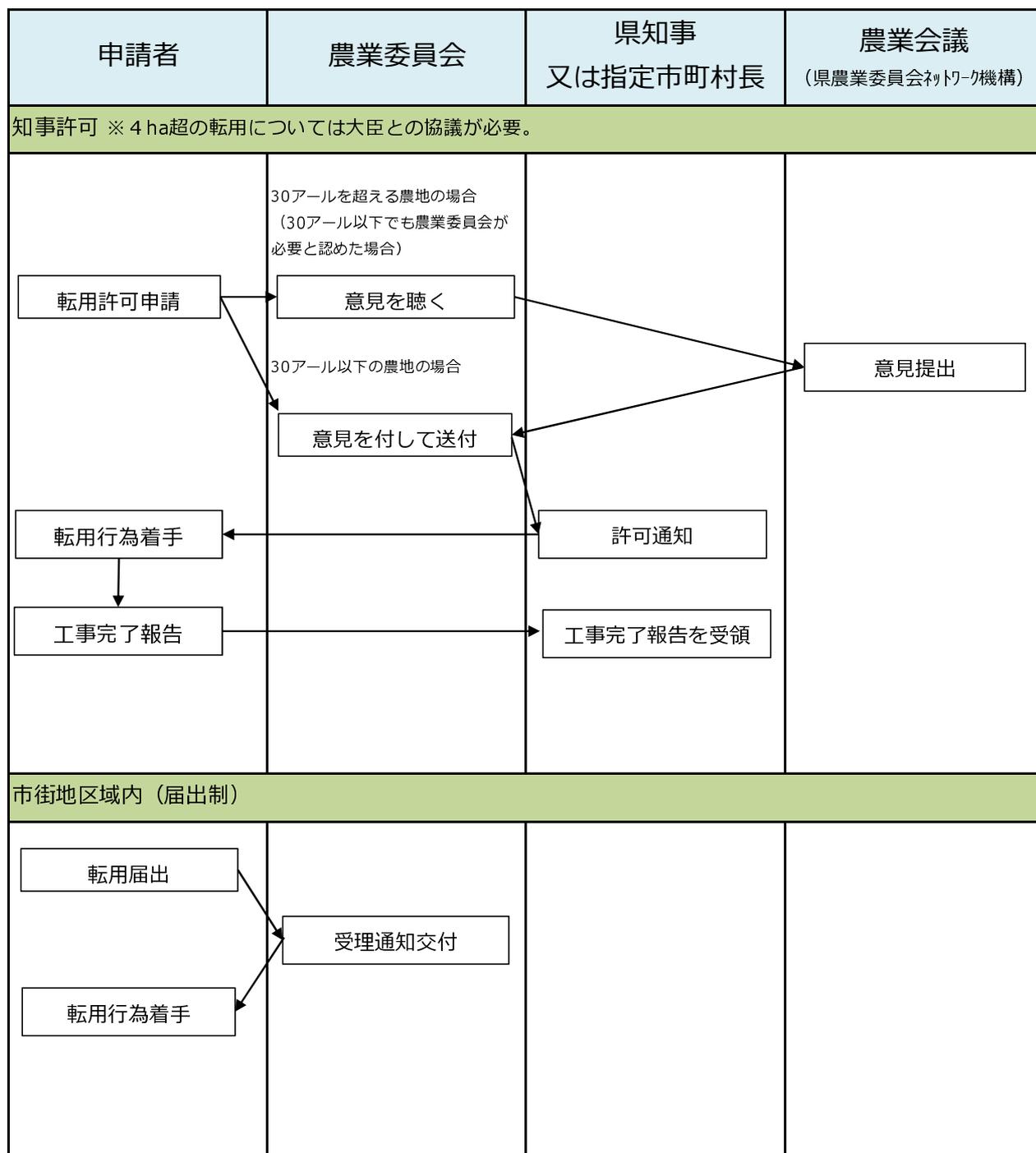
【改正条例の施行日】
平成28年1月13日
(配慮書手續に係る部分は平成28年10月1日)



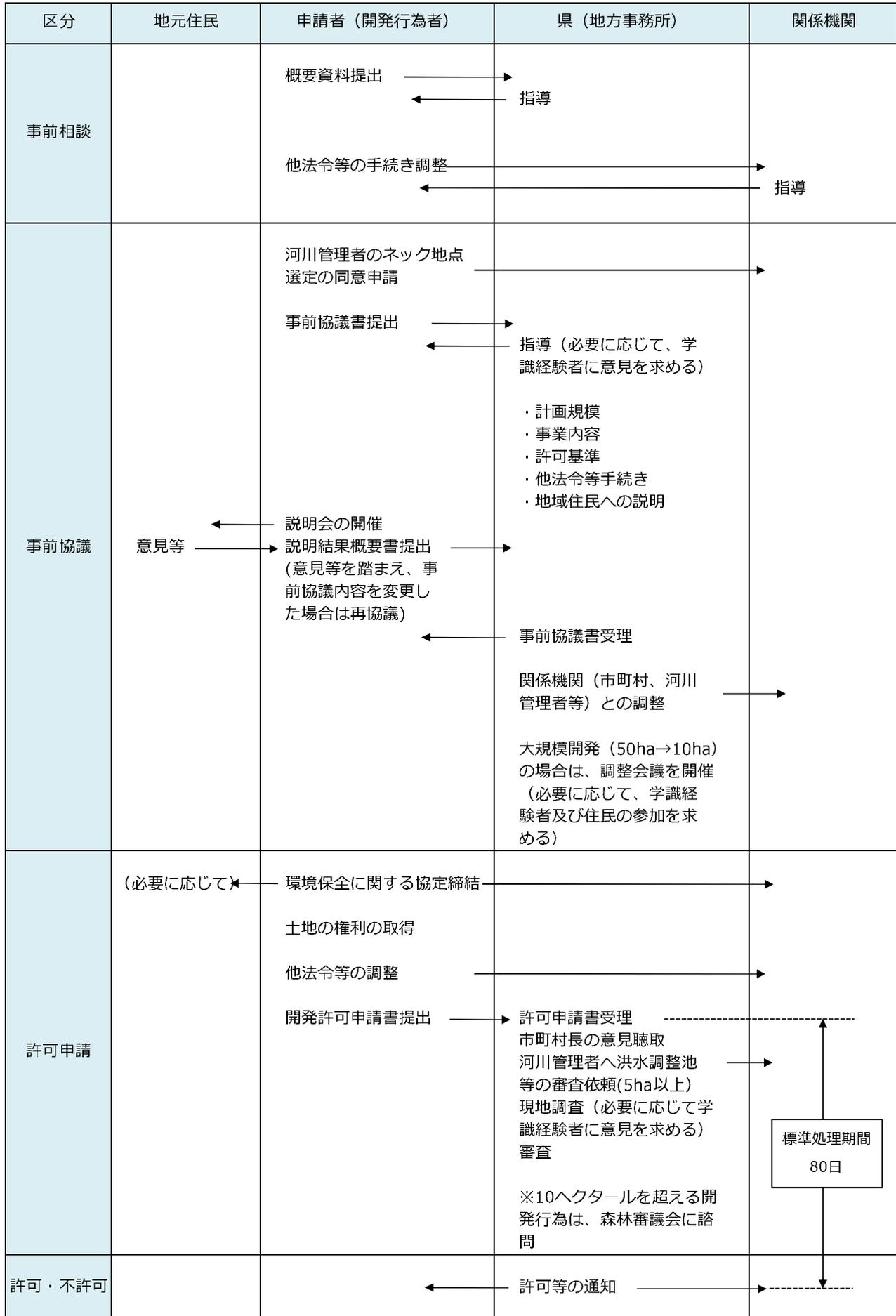
農業振興地域制度及び農地転用許可制度の概要



農地法に係る農地転用許可の手続フロー



林地開発許可制度における事務処理の流れ



(5) 関係法令・条例の窓口（国、県、市町村）

（参考：「再生可能エネルギー事業支援ガイドブック（平成28年度版）」資源エネルギー庁）

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
（国土利用計画法） （土地売買等の届出手続）	土地売買等の契約（予約を含む）を締結した場合 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上	土地に関する権利の取得者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、法律に掲げる事項を、当該土地が所在する市町村の長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。	（提出先） 市町村の 国土利用計画法担当部署 （問合せ先） 長野県企画振興部 地域振興課（土地対策係） ☎026-235-7025
（都市計画法） （開発許可手続）	開発行為をしようとする場合 ・市街化区域：1,000㎡以上 ・市街化調整区域：全て ・区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域：3,000㎡以上 ・都市計画区域及び準都市計画区域外の区域：1ha以上 ※再生可能エネルギー施設の建設にあたり、建築物の建築を伴う土地の区画形質の変更があれば開発許可が必要となるものであって、全ての再生可能エネルギー施設の建設が開発許可の対象となるわけではない。 ※太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電設備との不可分性等から、主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発許可は不要。	都市計画図等の閲覧又は都道府県等の開発許可担当部局への照会等により、事業区域が左記区域のいずれかに該当するかを確認する。 左記要件に該当する場合には、都道府県知事(指定都市等の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。	長野市、松本市→市の開発許可担当部署 長野市、松本市以外の市町村→最寄りの地方事務所の建築課 長野県建設部 都市・まちづくり課（都市計画係） ☎026-235-7297

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(農地法、農地転用許可手続に関する法律)	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利を設定又は移転する場合。 なお、農用地区域内の土地については、市町村が農用地区域から除外する場合に限られる。	土地登記簿の地目ではなく、その土地の現況により、田、畑等の耕作の目的に供される土地に該当するか否かを農業委員会に確認する。 農業委員会を經由して、都道府県知事又は指定市町村長の農地転用許可を受けなければならない。	農地転用許可手続：市町村の農業委員会 農用地区域からの除外を申し出るための手続：市町村の農政担当部署 最寄りの地方事務所の農政課 長野県農政部 農業政策課（農地調整係） ☎026-235-7214
(道路法)	道路区域内で設置や施工をするために、道路を占有する場合	①道路占有許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。 ②道路に関する工事を行う場合には、道路に関する工事の設計及び実施計画承認申請書を提出し、承認を得た上で、自費で施工しなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口
(森林法)	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区の森林は除く)内において、面積が1ヘクタールを超える規模で開発を行う場合	市町村林務担当部署に問い合わせ、地域森林計画の対象となっているか否かを確認する。 都道府県知事の許可を受けなければならない。 (なお、1ヘクタール以下であっても立木を伐採する場合には、あらかじめ市町村長へ伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。)	(伐採の届出・伐採後の造林の届出：市町村林務担当部署) 林地開発許可：最寄りの地方事務所の林務課 長野県林務部 森林づくり推進課（保安林係） ☎026-235-7275

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
行 （為 自許 然可 公申 園請 法等 ）手 続	(国立公園・国定公園) ①特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ②特別保護地区で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ③普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合 (都道府県立自然公園) ④特別地域で工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等をする場合 ⑤普通地域で大規模な工作物の新・改・増築、土地の形状変更等をする場合	右記に問い合わせの上、公園計画図等により、自然公園法に規定される各地域等に該当するか否かを確認する。 ①国立公園は環境大臣又は都道府県知事の許可、国定公園は知事の許可を受けなければならない。 ②国立公園は環境大臣の許可、国定公園は都道府県知事の許可を受けなければならない。 ③国立公園は環境大臣又は都道府県知事への届出、国定公園は都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。 ④都道府県知事の許可を受けなければならない。 ⑤都道府県知事への届出をし、届出後30日を経過した後でなければ行為に着手してはならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所又は最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 自然保護課 ☎026-235-7178
（土 土 壤 汚 染 対 手 策 法 ） 土 地 の 形 質 変 更 に 係 る	土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3,000㎡以上の場合	当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他事項を都道府県知事等に届け出なければならない。	最寄りの地方事務所環境課 長野県環境部 水大気環境課 ☎026-235-7162
（木 文 化 財 等 保 護 法 ） 埋 蔵 文 化 財 包 蔵 地 土	周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合	埋蔵文化財のデータベース等により管理されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地び該当するか否かを教育委員会に照会する。 発掘に着手しようとする日の60日前までに、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行わなければならない。	市町村の教育委員会

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
狩猟の適正化に及び管理並びに (鳥獣の保護及び管理並びに 特別保護地区内における 行為許可手続)	特別保護地区の区域内において一定の行為を行う場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	鳥獣保護区等位置図により管理されているため、特別保護地区の区域内に該当するか否かを各地方環境事務所等に照会する。環境大臣が指定する特別保護地区(国指定特別保護地区)にあっては環境大臣の、都道府県知事が指定する特別保護地区(都道府県指定特別保護地区)にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、最寄りの地方事務所林務課 林務部森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室 ☎026-235-7273
(絶滅のおそれのある野生動物 等) (絶滅のおそれのある野生動物 等)	(管理地区) 管理地区の区域内において一定の行為をする場合 (監視地区) 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域内において一定の行為をしようとする場合 ※例えば、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合	(管理地区) 対象区域内の一定の行為について、環境大臣の許可を受けなければならない。 (監視地区) 環境大臣に対象区域内の一定の行為に係る届出を行わなければならない。	各地方環境事務所、自然環境事務所、自然保護官事務所等
(消防法等) (消防法等)	危険物施設等に該当する場合 ※例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要。	当該施設が設置される区域の市町村長等の許可を受けなければならない。	市町村の消防担当部署
(道路制限法) (道路制限法)	建設時において幅、高さ、長さ又は回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える工事車両を通行させる場合	特殊車両通行許可に関する申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。	国、都道府県、市町村等の各道路管理者窓口

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
保 （安 電 規 定 事 業 届 出 手 続 ）	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)とその発電した電気を使用する設備の場合	業務を管理する者の職務及び組織に関する事、従事者に対する保安教育に関する事、保安のための巡視、点検及び検査に関する事などを記載した保安規定を定め、発電設備の使用の開始前まで(工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで)に経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
（電 気 事 業 法 ） 主 任 技 術 者 の 選 任 及 び 届 出	事業用電気工作物に該当する発電設備を設置する場合 ※発電設備(出力50kW未満の太陽光発電設備を除く。)	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣へ届け出なければならない。 届出は発電設備の使用開始前まで（工事計画届出が必要となる発電設備の設置工事に関しては工事の開始前まで）。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
（電 気 事 業 法 ） 工 事 計 画 の 届 出 手 続	事業用電気工作物を設置する場合 ※太陽電池発電所 (出力2,000kW以上)	工事の開始30日前までに「工事計画書届出書」を経済産業大臣に届け出なければならない。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817
使 用 前 （電 気 事 業 法 ） 安 全 管 理 検 査 手 続	工事計画の届出をして設置や変更の工事をする事業用電気工作物で、省令で定めるものを設置する場合	設置者は、省令で定めるところにより、定期的に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認し、その結果を記録、保存しなければならない（定期事業者検査）。 設置者は定期自主検査の実施に係る体制について、省令で定める時期に、国又は国の登録を受けた者が行う審査を受けなければならない（定期安全管理審査）。	中部近畿産業保安監督部（電力安全課）等 ☎052-951-2817

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法・手続内容	問合せ先・提出先
(建築基準法申請)	<p>○太陽光発電設備に係る手続</p> <p>①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要。 (1) 以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4 m以下のもの (i) 当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii) 架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合</p> <p>②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要となる。 (※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体)</p> <p>○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 以下の場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。 ・当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用コンテナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合</p>	<p>建築主は、建築確認の申請書を提出し、建築主事等の確認を受けなければならない。</p>	<p>特定行政庁・指定確認検査機関 ※特定行政庁：建築主事を置く地方公共団体</p>
(河川法) 河川の占用等許可手続	<p>(河川区域内) 河川区域内の土地を占用する場合及び河川区域内において工作物を新設等する場合。</p> <p>(河川保全区域内) 河川保全区域内において工作物を新築等する場合。</p>	<p>許可申請書を提出し、河川管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>国、都道府県、市町村の各河川管理者窓口</p>

手続 (関連法規)	手続が必要となる場合	確認方法 手続内容	問合せ先 提出先
地続為砂 管一及防 理砂び指 条防砂定 例法防地 一・設内 長備に為 野占お 県用け 砂のる 防許制 指可限 定手行	○砂防指定地内における以下の制限行為を行う場合 ①建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は除去 ②立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地引きによる運搬 ③切取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する行為 ④たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 ⑤土石砂れきの採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄 ⑥樹根又は草根の採取 ⑦牛馬その他の家畜の放牧 ○砂防設備の占用	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
べる地 り制す 等限べ 防行り 止為防 法許止 一可区 手域 続内 一に 地お すけ	○地すべり防止区域内における以下の制限行為を行う場合 ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ②地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316
害一お急 の急け傾 防傾る斜 止斜制地 に地限崩 関の行壊 す崩為危 る壊許険 法に可区 律よ手域 一る続内 災に	○急傾斜地崩壊危険区域における以下の制限行為を行う場合 ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立木竹の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	右記に問い合わせの上、許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。	最寄りの建設事務所又は砂防事務所 長野県建設部 砂防課 ☎026-235-7316

窓 口 一 覧

○国の機関

管轄	機 関 名 (部 署)	電話番号	郵便番号	住 所
環 境 省	中部地方環境事務所	052-955-2130	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
	長野自然環境事務所	026-231-6570	〒380-0846	長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
	松本自然環境事務所	0263-94-2024	〒390-1501	松本市安曇124-7
	志賀高原自然保護官事務所	0269-34-2104	〒381-0401	下高井郡山ノ内町大字平穂7148
	戸隠自然保護官事務所	026-254-3060	〒381-4102	長野市戸隠豊岡9794-128
	上高地自然保護官事務所 (冬季連絡先：松本自然環境事務所)	0263-95-2032	〒390-1516	松本市安曇4468
経産省	中部近畿産業保安監督部 (電力安全課)	052-951-2817	〒460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
	商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班	03-3501-1742	〒100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1 (別館)
国交省	長野国道事務所(管理第一課)	026-264-7007	〒380-0902	長野市鶴賀字中堰145
	飯田国道事務所(管理第一課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350
	千曲川河川事務所(占用調整課)	026-227-7768	〒380-0903	長野市鶴賀字峰村74番地
	天竜川上流河川事務所(管理課)	0265-22-5080	〒395-0024	飯田市東栄町3350

○県の機関

圏域	機 関 名	部署 (担当事務)	電話番号	郵便番号	住 所
佐久	佐久地方事務所	環境課	0267-63-3166	〒385-8533	佐久市跡部65-1
		農政課	0267-63-3144		
		林務課(林地開発許可)	0267-63-3156		
		建築課	0267-63-3160		
	佐久北部事務所	維持管理課	0267-63-3172		
	佐久建設事務所	維持管理課	0267-82-8271	〒384-0301	佐久市臼田2015
上小	上小地方事務所	環境課	0268-25-7134	〒386-8555	上田市材木町1-2-6
		農政課	0268-25-7125		
		林務課(林地開発許可)	0268-25-7139		
		建築課	0268-25-7142		
	上田建設事務所	維持管理課	0268-25-7164		
諏訪	諏訪地方事務所	環境課	0266-57-2952	〒392-8601	諏訪市上川1-1644-10
		農政課	0266-57-2912		
		林務課(林地開発許可)	0266-57-2921		
		建築課	0266-57-2923		
	諏訪建設事務所	維持管理課	0266-57-2935		
上伊那	上伊那地方事務所	環境課	0265-76-6817	〒396-8666	伊那市荒井3497
		農政課	0265-76-6812		
		林務課(林地開発許可)	0265-76-6827		
		建築課	0265-76-6830		
		伊那建設事務所	維持管理課	0265-76-6847	

圏域	機 関 名	部署（担当事務）	電話番号	郵便番号	住 所		
下伊那	下伊那地方事務所	環境課	0265-53-0434	〒395-0034	飯田市追手町2-678		
		農政課	0265-53-0413				
		林務課(林地開発許可)	0265-53-0428				
		建築課	0265-53-0433				
	飯田建設事務所	維持管理課	0265-53-0450				
木曽	木曽地方事務所	環境課	0264-25-2234	〒397-8550	木曽郡木曽町福島2757-1		
		農政課	0264-25-2220				
		林務課(林地開発許可)	0264-25-2226				
		商工観光建築課	0264-25-2229				
	木曽建設事務所	維持管理課	0264-25-2241				
松本	松本地方事務所	環境課	0263-40-1941	〒390-0852	松本市大字島立1020		
		農政課	0263-40-1915				
		林務課(林地開発許可)	0263-40-1931				
		建築課	0263-40-1934				
	松本建設事務所	維持管理課	0263-40-1963				
	安曇野建設事務所	維持管理課	0263-72-8398			〒399-8205	安曇野市豊科4960-1
犀川砂防事務所	砂防課	0263-62-3257	〒399-7102	安曇野市明科中川手4235			
北安曇	北安曇地方事務所	環境課	0261-23-6563	〒398-8602	大町市大町1058-2		
		農政課	0261-23-6510				
		林務課(林地開発許可)	0261-23-6520				
		商工観光建築課	0261-23-6524				
	大町建設事務所	維持管理課	0261-23-6533				
姫川砂防事務所	砂防課	0261-82-3100	〒399-9422	北安曇郡小谷村大字千国乙10307-3			
長野	長野地方事務所	環境課	026-234-9590	〒380-0836	長野市大字南長野南県町686-1		
		農政課	026-234-9512				
		林務課(林地開発許可)	026-234-9525				
		建築課	026-234-9530				
	長野建設事務所	維持管理課	026-234-9539				
	千曲建設事務所	維持管理課	026-273-5940			〒387-0007	千曲市大字屋代1881
	須坂建設事務所	維持管理課	026-245-1671			〒382-0073	須坂市大字須坂字中縄手1699-11
土尻川砂防事務所	砂防課	026-229-2511	〒381-3163	長野市七二会己973-1			
北信	北信地方事務所	環境課	0269-23-0202	〒383-8515	中野市大字壁田955		
		農政課	0269-23-0210				
		林務課(林地開発許可)	0269-23-0218				
		建築課	0269-23-0220				
	北信建設事務所 中野事務所	維持管理課	0269-22-3138			〒383-0022	中野市中央1-4-19
北信建設事務所 飯山事務所	維持管理課	0269-62-4111	〒389-2255	飯山市大字静間字町尻1340-1			
【総合窓口】	環境部	環境工ネルギー課	026-235-7179	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2		

(6) 設置に係る基準、ガイドライン等

「10kW以上の一般用電気工作物太陽光発電システムの基礎・架台の設計・施工のチェックリストと留意点」
2015年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の太陽光発電システムが、安全・安心に使用されることを目的に、設備導入にあたりチェック又は留意することが望ましい事項等を事業者・投資家、SI・企画立案者、設計者及び施工者の4者を対象として整理し、設計や施工に際してのチェック項目及び内容等を整理した業界自主資料。

URL : http://www.jpea.gr.jp/pdf/150529_JPEA_checklist.pdf

「太陽光発電システム保守点検ガイドライン【10kW以上の一般用電気工作物】」
2014年5月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○10kW以上の一般用電気工作物の太陽光発電システムについての保守点検の指針を示すことにより設置者の安心、安全、保安の確保を図るための業界自主ガイドライン

URL : <http://www.jpea.gr.jp/pdf/upper10kw.pdf>

「公共・産業用太陽光発電システム手引書」 2013年3月 一般社団法人太陽光発電協会作成

○設備技術者、電気技術者等の専門家に限らず、一般建築関係者向けの手引き

URL : <http://www.jpea.gr.jp/point/index.html>

「地域における再生可能エネルギー事業の事業性評価等に関する手引き（事業者向け）
～太陽光発電事業編～」 2014年6月 環境省地球環境局 総務課低炭素社会推進室作成

○地域における再生可能エネルギー事業を振興するためにノウハウが蓄積されていない事業者等向けに、参考となる情報を整理

URL : <http://www.env.go.jp/press/files/jp/24651.pdf>